議案参考資料

[令和元年第1回臨時会(5月)]

[担当課(室)係]

医療保険課 国 保 係

議案名

報告第 4 号 専決処分(桐生市国民健康保険条例の一部改正)の承認を求めるについて

趣旨・目的

桐生市国民健康保険条例に定める国民健康保険運営協議会委員の定数について、平成30年度から国民健康保険の財政運営が都道府県単位となり、県と市町村とで国保運営について役割分担されたことから、運営協議会のスリム化を目的に、群馬県国民健康保険運営協議会と同数に委員定数を削減するため、同条例を改正する必要が生じましたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでしたので、平成31年3月29日に専決処分をもって措置したものです。

概要

第 2 条各号に定める国民健康保険運営協議会委員の定数を次のとおり改め、委員総数 20 人を 6 人削減し、14 人とします。

第2条各号に定める委員		改正前	改正後
(1)	被保険者を代表する委員	<u>6 人</u>	<u>4 人</u>
(2)	保険医又は保険薬剤師を代表する委員	<u>6 人</u>	<u>4 人</u>
(3)	公益を代表する委員	<u>6 人</u>	<u>4 人</u>
(4)	被用者保険等保険者を代表する委員	2 人	2 人

(施行期日:平成31年4月1日)

背景・経過

改正前の本市国民健康保険運営協議会委員は、定数 20 人のうち 4 人を、公益を代表とする委員として、市議会の推薦により市議会議員を委嘱しておりましたが、平成 31 年 3 月 15 日に開催された市議会各派代表者会議において、「計画等の策定がある付属機関の委員に市議会議員を選出しないこと」が決定されました。

また、平成30年度から、国民健康保険の財政運営が都道府県単位となり、 県と市町村とで国保運営について役割分担されたことから、運営協議会のス リム化を図れるようになったため、群馬県国民健康保険運営協議会と同数に 委員定数を削減することとしました。

今年度に行われる任期満了による委員の改選から、委員の議会選出の終了 及び定数削減に対応するため、所要の改正を行ったものです。